

# 小城市学校給食センター(仮称)改築事業

## 実施方針 【第1回変更】

令和2年 11 月 26 日

【令和2年 12 月 25 日修正】

小 城 市 教 育 委 員 会



## 目 次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	公共施設の管理者	1
3	本事業の目的	1
4	本事業の基本方針	1
5	事業の内容	2
II	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	5
1	敷地に関する各種法規制等	5
2	施設要件	5
III	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	募集及び選定の方法	6
2	審査及び選定事業者決定の手順	6
3	募集及び選定スケジュール（予定）	7
4	募集及び選定等の手続き	7
5	参加者の構成	8
6	参加者の備えるべき参加資格要件	9
7	SPC の設立等	12
8	提案審査書類の取扱	13
IV	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1	リスク分担の方法等	14
2	業務品質の確保	14
V	事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	15
1	疑義対応	15
2	紛争処理機関	15
VI	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
1	事業の継続に関する基本的考え方	15
2	継続が困難となった場合の措置	15
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	16
1	法制上及び税制上の措置	16
2	財政上及び金融上の支援	16
VIII	その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
1	議会の議決	16
2	本事業において使用する言語、通貨単位等	16
3	参加に伴う費用負担	16
4	情報公開及び情報提供	16
5	問合せ先	16

# I 事業概要

## 1 事業名称

小城市学校給食センター（仮称）改築事業

## 2 公共施設の管理者

小城市長 江里口 秀次

## 3 本事業の目的

小城市の学校給食施設は、現在、センター方式が2か所、自校方式が2か所、親子方式が1か所で、全体で約4,200人分を調理している。このうち、3施設が竣工より30年以上が経過し、老朽化が著しく、将来的に学校給食を継続していく上で、運営に支障がでることが想定される。

小城市教育委員会では、平成19年度より「小城市学校給食審議会」を立ち上げ、新たな学校給食のあり方についての審議が重ねられ、過去3回の答申が出されてきた。小城市では、その答申を機軸に、小城市学校給食センター（仮称）（以下「本施設」という。）の改築に合わせ、芦刈給食センター以外の小城市学校給食センター、三日月小学校給食室、牛津小学校給食室及び砥川小学校給食室の集約化を図ることとした。

小城市学校給食センター（仮称）改築事業（以下「本事業」という。）は、小城市学校給食センターの整備・運営を行い、将来にわたって安心・安全な給食提供の実現を目的とするものである。

## 4 本事業の基本方針

### 基本理念1 安全で安心な学校給食の提供

基本方針1 食材については、地元産、県産、国産の順で調達するように心がけ、不必要な食品添加物が使用されていない安全性の確保されたものを選定する。

基本方針2 学校給食衛生管理基準を遵守し、調理環境の安全を守る。

基本方針3 食物アレルギー専用調理室を整備する。

### 基本理念2 健全な食生活ができるこどもたちの育成

基本方針1 栄養教諭又は学校栄養職員が各学校を訪問し、学校と連携して食に関する指導を行う。

基本方針2 生産者の協力を得て、地場産物を積極的に取り入れ児童・生徒及び園児の地元の食材に対する理解を深め、食べ物や生産者に感謝する気持ちを育てる。

### 基本理念3 学校給食の安定的な提供

基本方針1 老朽化した4調理場を1か所に集約化した整備・運営を行う。

基本方針2 長期的な視野に立ち、効率的で計画的な維持管理を行う。

基本方針3 運営にあたっては、民間事業者の技術を導入するなど業務の効率化を図る。

## 5 事業の内容

### (1) 施設概要

- ・事業用地：佐賀県小城市三日月町長神田（仁俣）
- ・敷地面積：約 10,181 m<sup>2</sup>
- ・供給能力：4,500 食／日

### (2) 事業方式

本事業における施設の整備・運営は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計建設運営一括発注方式（DBO方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営））により実施するものとし、市は、本施設的设计・建設及び維持管理・運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

本施設的设计・建設（以下「施設整備業務」という。）は、設計監理業務と建設工事から構成される。設計監理業務は、本事業を実施する者として選定した企業グループ（以下「選定事業者」という。）を構成する企業（以下「事業者」という。）のうち、設計監理業務に当たる事業者又は、事業者が設計監理業務のために設立するコンソーシアムが行う。また、建設工事は、事業者が設立する特定建設工事共同事業体（以下「特定JV」という。）が行う。

また、本施設の維持管理・運営等に係る業務（以下「維持管理・運営業務」という。）は、選定事業者のうち、維持管理・運営業務に当たる事業者又は、事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアムが、15年間の運営期間にわたって行う。

### (3) 契約形態

市は、本事業について施設整備業務及び維持管理・運営業務を一体の事業として発注するために、本事業に係る基本協定を選定事業者と、基本契約を基本協定締結後の選定事業者（以下、「事業予定者」という。）と締結する。更に、基本契約に基づき、設計企業と設計監理委託契約を、建設企業と工事請負契約を締結する。

また、市は基本契約に基づき、運営事業者と本事業に係る管理運営業務委託契約を締結する。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する募集要項等（募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、設計監理委託契約書（案）、工事請負契約書（案）及び管理運営委託契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

### (4) 建設形態

ア 建設工事の形態は、「小城市建設工事共同体取扱要領」に準じた特定JVとする。ただし、他の企業が特定JVの下請けとして参加することは可能である。

イ 共同企業体の方式

(ア) 特定JVは、施工方式を構成企業が一体となって施工する共同施工方式とする。

(イ) 特定JVは制限付き自主結成とし、構成企業の数に2社とする。ただし、本事業において同時に2者以上の特定JVの構成企業になることはできない。

(ウ) 特定JVの構成企業の出資比率の最小限度は30パーセント以上とし、特定JVの代表者が出資比率は構成企業中で最大とする。

### (5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和20年8月31日までとする。

## (6) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する募集要項等において示す。

### ① 施設整備業務

- (ア) 事前調査等業務
- (イ) 設計業務
- (ウ) 建設工事（厨房機器調達・設置を含む）
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運営備品等調達業務
- (カ) 近隣対応・対策業務

### ② 維持管理・運営業務

- (ア) 開業準備業務
- (イ) 維持管理業務
  - a) 建物維持管理業務
  - b) 建築設備維持管理業務
  - c) 厨房機器維持管理業務
  - d) 外構等維持管理業務
  - e) 清掃業務
  - f) 警備業務
- (ウ) 運営業務
  - a) 日常の検収補助及び食材保管業務
  - b) 給食調理業務
  - c) 洗浄等業務
  - d) 配送及び回収業務
  - e) 配膳業務
  - f) 残渣等（調理屑・給食残べ残し）処理業務
  - g) 運営備品等更新業務
  - h) 配送車両調達・維持管理業務
  - i) 食育支援業務

※1 食器の調達、更新は、市が行う。

※2 配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

※3 パン・牛乳は、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるが、仕分については、本事業の運営業務の配膳業務に含む。

## (7) 事業者の収入

市は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、運営事業者に維持管理・運営に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する事業契約書（案）において示す。

なお、維持管理・運営に係る対価は、平準化して各年度同額の金額を支払うこととし、一定以上の給食数が増減する場合は変動料金を適用することを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、詳細については、事業契約書（案）において示す。

(8) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令、基準等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

(9) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
事業本契約の締結	令和3年9月下旬以降
事業期間	事業契約締結日～令和20年8月31日
設計・建設期間	事業契約締結日～令和5年7月中旬
開業準備期間	令和5年7月中旬～令和5年8月末日
供用開始日	令和5年9月1日
維持管理・運営期間	令和5年9月1日～令和20年8月31日

(10) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、当該給食センターを要求水準書に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

(11) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、募集要項等の公表までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページにおいて公表する。

## II 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

事業用地	佐賀県小城市三日月町長神田（仁俣）
地域地区	都市計画区域
土地の所有	市有地
敷地面積	約 10,181 m <sup>2</sup>
建ぺい率	60%
容積率	200%
高さ制限	指定なし
防火地域	指定なし
日影規制	指定なし
現況地目	田
近接道路	南側 200m：県道川上牛津線
その他	公共上下水道区域内、プロパンガス

### 2 施設要件

給食センターの概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

供給能力	4,500 食/日（食物アレルギー対応食を含む。）
献立方式	2 献立制
施設形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 場 1 棟とする。</li> <li>・ 給食エリアは、ドライシステムを採用する。</li> <li>・ 食物アレルギー対応食専用の調理室を設置する（50 食上限）。</li> <li>・ 炊飯設備を設ける。</li> </ul>
食器・食缶等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食器は、強化磁器製とし、4 種類使用する。</li> <li>※更新も含めて食器は市にて準備する。</li> <li>・ 食缶は、材質をステンレスとし、汁・煮物用は保温食缶、和え物用は保冷食缶、揚・焼物用は一重食缶とする。</li> </ul>
配送	<p>調理済食品は、出来上がり後 2 時間以内に児童・生徒及び園児が喫食できるよう配送する。</p> <p>【配送対象】 幼稚園：晴田幼稚園（計 1 園）          小学校：桜岡小学校、三里小学校、晴田小学校、岩松小学校、三日月小学校、牛津小学校、砥川小学校（計 7 校）          中学校：小城中学校、三日月中学校、牛津中学校（計 3 校）</p>
洗浄・消毒・保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮した洗剤を主として使用し、各洗浄機器はこれに対応した仕様とする。</li> <li>・ 食器及び食缶等の消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。</li> </ul>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）</li> <li>・ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）</li> <li>・ HACCP 対応</li> </ul>
設備	上下水道設備、電気設備、ガス設備、エレベーター設備、厨房設備
その他	環境配慮、省エネルギー



給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

表 主要諸室区域区分

区域区分			主要な用途	諸室等
学校給食施設	給食エリア	作業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収</li> <li>・食品の未処理のものを扱う区域での、根菜野菜類などの洗浄</li> <li>・下処理、魚肉類の下処理</li> <li>・食器及び食缶等の洗浄</li> </ul>	荷受室（野菜類、魚・肉類、添物）、卵処理室、検収室（野菜類用、魚・肉類用にエリア分け）、皮むき室、食品庫・調味料庫、仕分室、米庫、冷蔵庫（室）冷凍庫（室）、下処理室（野菜類用、魚・肉類用）、汚染作業区域器具洗浄室、油庫、可燃物・不燃物庫、洗米室、倉庫、回収室、洗浄室、残渣庫（冷却機能付）、廃棄物庫 等
		非汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理及び調理後の食品の配缶</li> <li>・洗浄後の食器及び食缶等の消毒</li> </ul>	煮炊き調理室、揚物・焼物・蒸し物室、和え物準備室、和え物室（冷蔵庫付）、添物仕分室、炊飯室、非汚染作業区域器具洗浄室、食物アレルギー専用調理室、配送室、コンテナ室 等
		一般区域	調理員の更衣、休憩、会議等	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理員専用更衣室（男女別）、調理員専用休憩室（男女別）、食堂兼ミーティングルーム、洗濯・乾燥室、調理員用便所（男女別）等
	市専有部分	市職員が主に使用する室	市職員事務室 等	
	共有部分	市職員、事業者、及び外来者が利用する室	玄関、会議室、便所（男女別）、多目的便所、外部倉庫、見学者通路、廊下等、給湯室、機械室・電気室・ボイラー室 等	
	事業者専用部分	事業者が主に使用する室	事業者事務室、配送員控室 等	
	附帯施設	全エリアで共有する機械類を設置	排水処理施設、受水槽、植栽、駐車場、駐輪場、車庫等、敷地内通路、門扉及び塀、調整池 等	

### Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

#### 1 募集及び選定の方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

また、事業者の地域精通性、地元企業の活用や資材調達及び地元雇用など地域への貢献度についても評価の対象とする。

#### 2 審査及び選定事業者決定の手順

審査及び選定事業者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等において示す。

##### (1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

- ② 参加資格審査は、本事業を実施するために構成された複数の企業（以下「参加者」という。）の参加資格について、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、審査基準書に従い、市が基礎審査を行う。
- ④ 基礎審査を通過した参加者からの提案内容について、小城市学校給食センター改築事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(2) 選定事業者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、選定事業者を決定する。

3 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時期	内容
令和2年11月6日	実施方針の公表
令和2年11月17日	実施方針に関する質問受付締切
令和2年11月26日	実施方針に関する質問に対する回答
令和2年12月15日	要求水準書（案）公表
令和3年1月8日	要求水準書に関する質問受付締切
令和3年1月20日	要求水準書に関する質問に対する回答
令和3年1月下旬	特定事業の選定・公表
令和3年3月下旬	募集要項等の公表
令和3年4月中旬	募集要項等に関する質問受付締切
令和3年5月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答
令和3年5月下旬	参加資格審査書類の受付締切
令和3年6月上旬	参加資格審査結果の通知
令和3年7月中旬	提案審査書類の受付締切
令和3年8月中旬	提案審査書類に関するヒヤリング
令和3年8月中旬	選定事業者の決定・公表
令和3年9月上旬	基本協定締結
令和3年9月下旬以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮契約の締結</li> <li>・事業本契約締結（議会承認後）</li> </ul>

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。その他詳細は募集要項等において示す。

(1) 実施方針に関する質問の受付

実施方針に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和2年11月6日（金）から11月17日（木）まで
- ② 提出方法：実施方針に関して質問・意見を【様式1】に記入の上、電子メールに添付して提出すること。なお、電子メールの件名は「DB0質問書」とすること。なお、受付期間外の質問につ

いては回答しない。

- ③ その他：申込先アドレスはⅧ-5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

## (2) 実施方針に関する質問の回答

実施方針に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和2年11月26日（木）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

## (3) 募集要項等の公表

令和3年3月下旬に募集要項等の公表を市のホームページに掲載することにより行い、紙媒体での個別の交付は行なわない。

## (4) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。質問の受付・回答は、1回程度行うことを予定している。

## (5) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知

本事業への参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、参加者に通知する。

## (6) 提案審査書類の受付

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

## (7) 選定事業者の決定・公表

審査結果及び選定事業者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。

## (8) 基本協定の締結

市と選定事業者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、選定事業者を事業予定者とする。

## (9) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約及び個別の契約としての設計監理委託契約、工事請負契約及び管理運営委託契約を締結する。

## 5 参加者の構成

### (1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員）で構成されるグループとする。

なお、SPCを設置する場合は、後に記述するⅢ-7を参照すること。

構成員	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人
-----	---------------------------

## (2) 構成員等の明示

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成員を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる1法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

## (3) 複数業務の実施

参加者の構成員が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設工事と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

## (4) 複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設工事・運營業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の参加者の構成員になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の参加者の構成員になることはできない。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった参加者の構成員が、事業者の業務等の一部を受託することは可能とする。

## (5) 参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6（3）の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

## 6 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者の構成員は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならないが、当該要件を満たしていない参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、審査委員会の委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた者については、事業への一切の参加資格を失うものとする。

### (1) 共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ⑤ 公告日から選定事業者決定までの間に、小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けている者でないこと。

⑥ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。

- ・ 玉野総合コンサルタント株式会社
- ・ 西脇法律事務所

⑦ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

## (2) 個別の参加資格要件

参加者の構成員のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

### ① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、ウ、エの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 2019・2020年度の小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 平成22年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）新築の設計実績（実施設計）を有すること。

エ 平成22年4月以降に竣工した延床面積2,000㎡以上の公共施設の新築工事の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

### ② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、すべての企業でいずれにも該当し、ウ、エの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 2019・2020年度の小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

ウ 平成22年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

エ 平成22年4月以降に竣工した延床面積2,000㎡以上の公共施設の新築工事の工事監理実績を有すること。

### ③ 建設工事を行う者

建設工事を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、特定JVを構成する企業は佐賀土木事務所管内に本店、本社又は支店、支社を有し、その内1社は、小城市内に本社を有すること。

【特定JV代表企業の資格要件】

- ア 2019・2020年度の小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査（最新のものに限る。）における建築一式工事の総合評点（P）が900点以上であり、かつ、佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により建築一式工事A級の認定を受けた者であること。
- エ 平成22年以降に、官公庁（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人）が発注した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延床面積2,000㎡以上の新築工事を元請（特定JVは、出資比率が30%以上の場合の者に限る。）で、建設実績を有すること。
- オ 出資比率が特定JV構成企業中最大であること。

【特定JV代表企業以外の特定JV構成企業の資格要件】

- ア 2019・2020年度の小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- ウ 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第2項により建築一式工事A級の認定を受けた者であること。
- エ 特定JV代表企業以外の特定JV構成企業は1社であること。
- オ 特定JV構成企業の出資比率は30%以上であること。

④ 運営業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の給食調理企業で実施する場合は、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。

- ア 2019・2020年度の小城市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- イ ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。
- ウ 平成27年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- エ 平成27年4月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

(3) 参加資格要件の喪失

参加者の構成員が、参加資格確認基準日から選定事業者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失

- ア 参加資格を喪失しなかった構成員のみで本実施方針に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合
- イ 参加資格を喪失した構成員と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変

更を認めた場合

② 提案審査書類の受付締切日から選定事業者決定日までに参加資格を喪失

ア 参加資格を喪失しなかった構成員のみで本実施方針に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、選定事業者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

イ 参加資格を喪失した構成員と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、選定事業者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合を除く。）

また、募集要項の公表から選定事業者決定までの間に、参加者の構成員に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- 小城市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けること。
- 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 SPC の設立等

- ① 参加者は、SPCの設立を提案する場合、参加資格審査書類の提出時に、SPCの代表者を明示するものとする。
- ② 事業予定者は、SPCを設立する場合、事業契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社としてSPCを設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPCは、小城市内に設立するものとする。
- ③ SPCは、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ④ 構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- ⑤ SPCを設置する場合は、本実施方針における記載内容について、下記のとおりそれぞれ読み替えるものとする。

・ I-5 - (2)

「事業者が本施設の維持管理・運営のために設立するコンソーシアム（以下「運営事業者」という。）」とあるものは、「事業者が本施設の維持管理・運営のために設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）」と読み替える。

・ III-5-(1)

構成員	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人
-----	---------------------------

とあるものは、

構成員	参加者を構成する法人で、SPCに出資を行う法人
-----	-------------------------

と読み替える。

・ VI-1

「必要な修復その他の措置を講じることとする。」とあるものは、「必要な修復その他の措置を講じることとする。なお、特別目的会社を設立する場合は、特別目的会社の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。」と読み替える。

## 8 提案審査書類の取扱

### (1) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。



## IV 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 リスク分担の方法等

#### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考えに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙によることとする。具体的内容については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

#### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

### 2 業務品質の確保

#### (1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

#### (2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

#### (3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

#### (4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理及び運営の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

## V 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

### 2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、佐賀地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

### 1 事業の継続に関する基本的考え方

事業者においては、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者等の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

### 2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ① 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①、②のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ① 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- ② 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ③ 上記②の規定により事業契約が解除される場合、市及び事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

## VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置

(1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市は、これを無償で使用させる。

(2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

### 2 財政上及び金融上の支援

(1) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。

(2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けること、また、合併特例債の活用を想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金及び合併特例債に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

## VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和2年小城市議会第4回定例会に、また、契約に関する議案を令和3年小城市議会第3回定例会に提出することを想定している。

### 2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

### 3 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

### 4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

### 5 問合せ先

場 所	小城市教育委員会 教育総務課 学校給食係
住 所	〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電 話	0952-37-6130
F A X	0952-37-6167
E-mail	kyouikusoumu@city.ogi.lg.jp
小城市ホームページアドレス	<a href="https://www.city.ogi.lg.jp/">https://www.city.ogi.lg.jp/</a>

リスク分担表（案）

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
		税制度 リスク	4	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
			5	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●
		許認可取得 リスク	6	許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの）	●	
	7		許認可の遅延に関するもの（市で取得するもの以外）		●	
	社会 リスク	住民対応 リスク	8	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
			9	上記以外のもの（事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの）		●
		環境保全 リスク	10	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		11	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			12	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責 によるもの	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
		事業者の責 によるもの	14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
			15	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
				17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	
	物価変動リスク		18	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
			19	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	●
	要求水準未達リスク		20	要求水準の不適合に関するもの		●
募集要項リスク		21	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●		
提案価格リスク		22	提案した費用の負担に関するもの		●	
契約締結リスク		23	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1	
資金調達リスク		24	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●		
		25	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●	
設計・ 建設 段階	設計・ 調査 リスク	調査リスク	26	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
			27	上記以外の測量、調査に起因するリスク	●※2	●※2
	設計リスク	28	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	●		
		29	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		●	

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
設計・建設段階	建設リスク	発注者責任リスク	30	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			31	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		用地リスク	32	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			33	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物は除く）	●	
			34	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの（上記を除く）		●
		工事遅延・未完工リスク	35	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●	
			36	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●
		工事費増大リスク	37	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
			38	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
		工事監理リスク	39	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
	施設損傷リスク	40	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による		
	什器備品等調達・納品遅延リスク	41	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
		42	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	
	維持管理・運営段階	コストリスク	43	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
44			事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●	
技術革新リスク		45	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●		
		46	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●	
施設瑕疵リスク		47	瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの		●	
		48	瑕疵担保期間外に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの	●※3		
施設の性能維持リスク		49	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●	
施設損傷リスク		50	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●	
		51	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による		
		52	第三者（本件施設の利用者を含む）による施設の損傷※3	●※4	●※4	
修繕費コストリスク		53	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●	
事故リスク		54	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●		
		55	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●	
給食数増減リスク（需要変動リスク）		56	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●		
	57	児童・生徒及び園児数の減少に伴い給食数の減少による運営業務自体の収益の増減	△※5	●		

段階	リスク項目	No	リスク内容	リスク分担		
				市	事業者	
維持管理・運営段階	異物混入リスク (食中毒リスク)	58	市が実施する食材調達・検収業務における調達食材の異常、異物混入等	●		
		59	調理段階における確認不足に起因する異物除去不足(根菜の土等)		●	
		60	学校内での配膳及び市が実施する配膳業務における異物混入等	●		
		61	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常	●		
		62	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●	
		63	調理作業の瑕疵による調達食材の異常		●	
		64	調理、配送、学校配膳室業務における異物混入等		●	
	アレルギー対応リスク	65	・アレルギー児童・生徒及び園児の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等による発症 ・突発的な発症(事前の把握が困難なアレルギー物質による)	●		
		66	・調理段階における禁忌物質の混入による発症 ・配送先の誤り等事業者の責による誤食での発症		●	
		67	・収集した情報の伝達不完全(送付漏れ・紛失等)による発症 ・アレルギー児童・生徒及び園児の個人情報の流失		帰責事由による	
	配送及び配膳遅延リスク	68	市の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者に生じた増加費用・損害の負担(食材納入遅延による調理作業の遅れ、学校内での配膳の遅延等)	●		
		69	事業者の責による配送及び配膳の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担(誤送による配送の遅延等)		●	
	運搬費用増大リスク	70	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大(交通事情悪化による運送費増加など)	△※6	●	
	食器等破損リスク	71	食器等の破損に関するもの		帰責事由による	
	残渣処理リスク	72	残渣の給食センターまでの搬送及びその計量		●	
		73	給食センターから処理施設までの搬送		●	
		74	学校における残渣の分別	●		
	事業終了段階	事業の中途終了リスク	75	市の債務不履行に起因する契約解除	●	
			76	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●
		施設の性能確保リスク	77	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●
		移管手続きリスク	78	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1：契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は帰責者にて負担する。

※2：参考資料として示す柱状図より想定される杭長以上の杭が必要となる場合、その費用は市が負担する。

※3：当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※4：事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※5：事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は、サービス購入費の見直しについて協議できるものとする。

※6：帰責事由により、協議する。